

随意契約理由書

工事名称 堺泉北港海岸 泉大津地区 八軒川排水機場 1号排水ポンプ吐出弁更新工事

八軒川排水機場は、泉大津市域の排水施設として、台風等による高潮および津波来襲時に内水による浸水を防止するため強制的に排水を行うことにより、当該市域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設であり、有時に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

今回の工事は、排水ポンプ本体を運転させる上で重要な設備である吐出弁を更新するものです。当該設備の更新にあたっては、排水ポンプのみならずシステム全体を熟知しておく必要があることから、その据付・調整においては、排水ポンプメーカーのみが有する固有の技術能力やシステム情報が求められます。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該施設の設計、製作、据付を行った株式会社電業社機械製作所大阪支店以外にいないことから、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社電業社機械製作所大阪支店でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。